

給与体系を考慮する際の前提条件

1. 職務給の原則

- 1) 質的に異なる職務があれば級構造が必要

2. 給与制度は国に準じる(あり方研報告書)

- 1) 職務に応じて複数の級を設定(再掲)
- 2) 生計費と能力給を反映するため号俸を設定
- 3) 1)及び2)より、給料は表の構造となる
- 4) 年俸や時給でなく、月給で定まる